

6. 更なる事故収束活動の充実・強化(3/3)

20

◆ 原子力災害が発生した場合においても、確実な事故収束活動を実施するため、体制の整備、資機材の確保等を実施しています。

原子力災害対策支援拠点の充実及び訓練

○ 原子力災害対策支援拠点の候補地を2箇所追加し、運用の向上を図りました。

【追加】

- ・薩摩川内市湯田用地(約10,000㎡)
- ・薩摩川内市隈之城用地(約6,400㎡)

○ 原子力災害対策支援拠点の設営・運営訓練と併せて、移動式ホールボディカウンタ(WBC)車を使用した訓練を実施しました。

「薩摩川内市湯田用地」において、確実に活動ができることを訓練にて検証。また、ヘリコプターを用いた資機材輸送の訓練も実施。



薩摩川内市湯田用地



移動式WBC車



緊急自動車の登録

○ 発電所に配備しているモニタリングカー及び原子力事業所災害対策支援拠点への資機材等の輸送用車両について、原子力災害発生時に、機動的かつ有効的な活動を行うため、緊急自動車*として登録しました。

* 緊急自動車
緊急用務の遂行という公益目的を達成するために、道路交通法第39条第1項及び道路交通法施行令第13条において厳格な規定で定義された車両をいう。



モニタリングカー



輸送用車両
(屋根部)

7. まとめ(事故収束活動の更なる充実に向けて)

- ◆ 当社は、発電所における安全性向上に対する設備面および現場対応力の対策を充実させることにより、重大事故の発生を防止し、外部に影響を及ぼすことがないように事業者として責任を持って取り組んでまいります。
- ◆ また、重大事故を防止する安全対策に限らず、万一、重大事故が発生した場合の事故収束活動についても原子力事業者としての責務を果たしてまいります。訓練等の活動を通じて、継続的に初動対応体制の維持、資機材等の充実、対応能力の向上等に努めるとともに、緊急事態支援組織や他の原子力事業者との連携を進めてまいります。
- ◆ 引き続き、当社は、新規制基準の枠組みにとどまることなく、安全性をより一層高める対策を、これまでと同様に自主的かつ継続的に進めてまいります。今後も発電所の安全性・信頼性の向上に努め、当社の取り組みについて、地元をはじめ皆さまにご理解いただけるよう全力で取り組んでまいります。

第2章

川内原子力発電所発災時における 原子力災害対策プラン

1. 原子力災害発生時の住民避難(1/2)

<原子力災害対策重点区域の概要>

- ◆ 鹿児島県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ圏内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ圏内の対象地区名を明らかにしています。
- ◆ 川内地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ圏内は薩摩川内市、UPZ圏内は7市2町にまたがっています。



<5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):

Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

1市(薩摩川内市)
住民数:4,902人※

<5~30km圏内>

UPZ(緊急時防護措置を準備する区域):

Urgent Protective Action

Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

7市2町(薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町、長島町)
住民数:209,300人※

※ 人口は平成26年4月1日現在

1. 原子力災害発生時の住民避難(2/2)

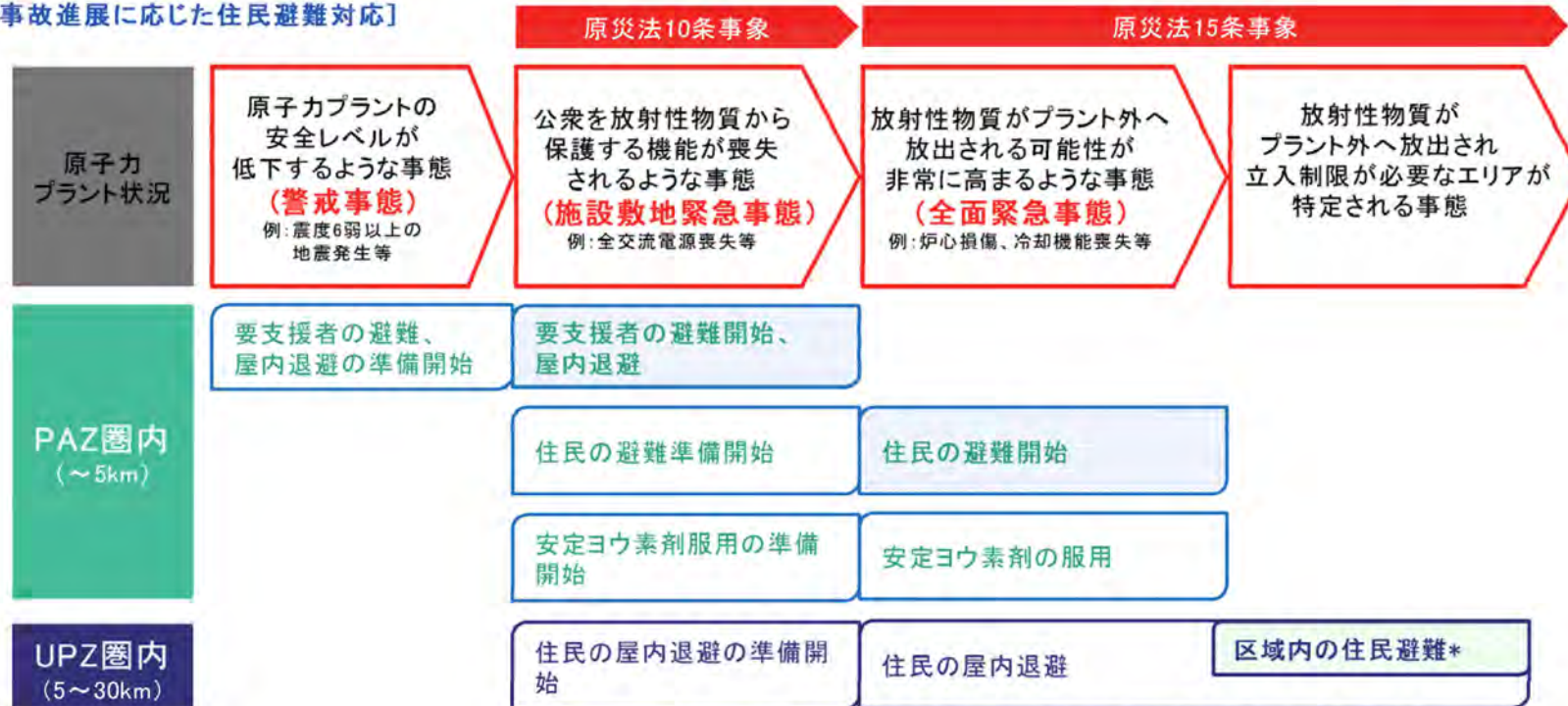
<PAZ圏内やUPZ圏内に居住されている住民のみなさまの避難の概要>

- ◆ 当社の原子力発電所は、事故が発生した場合においても幾重もの対策により、原子力発電所の安全が確保できますが、万一原子力災害が発生した場合の住民の皆様への速やかな段階的避難のため、当社は、「原子力災害対策特別措置法」(原災法)に基づき、国・自治体へ通報連絡を実施します。
- ◆ 当社からの通報連絡を受けた国・自治体の指示によりPAZ圏内(発電所から5km圏内)やUPZ圏内(発電所から5~30km圏内)に居住されている住民のみなさまは、事象の進展や放射性物質の放出状況にあわせて避難を実施します。
- ◆ 当社はこの住民避難に関して、福祉車両の提供や運転手の派遣など、原子力発電所外の災害対応の支援を行うこととしています。

[幾重もの対策による原子力発電所の安全確保]



[事故進展に応じた住民避難対応]

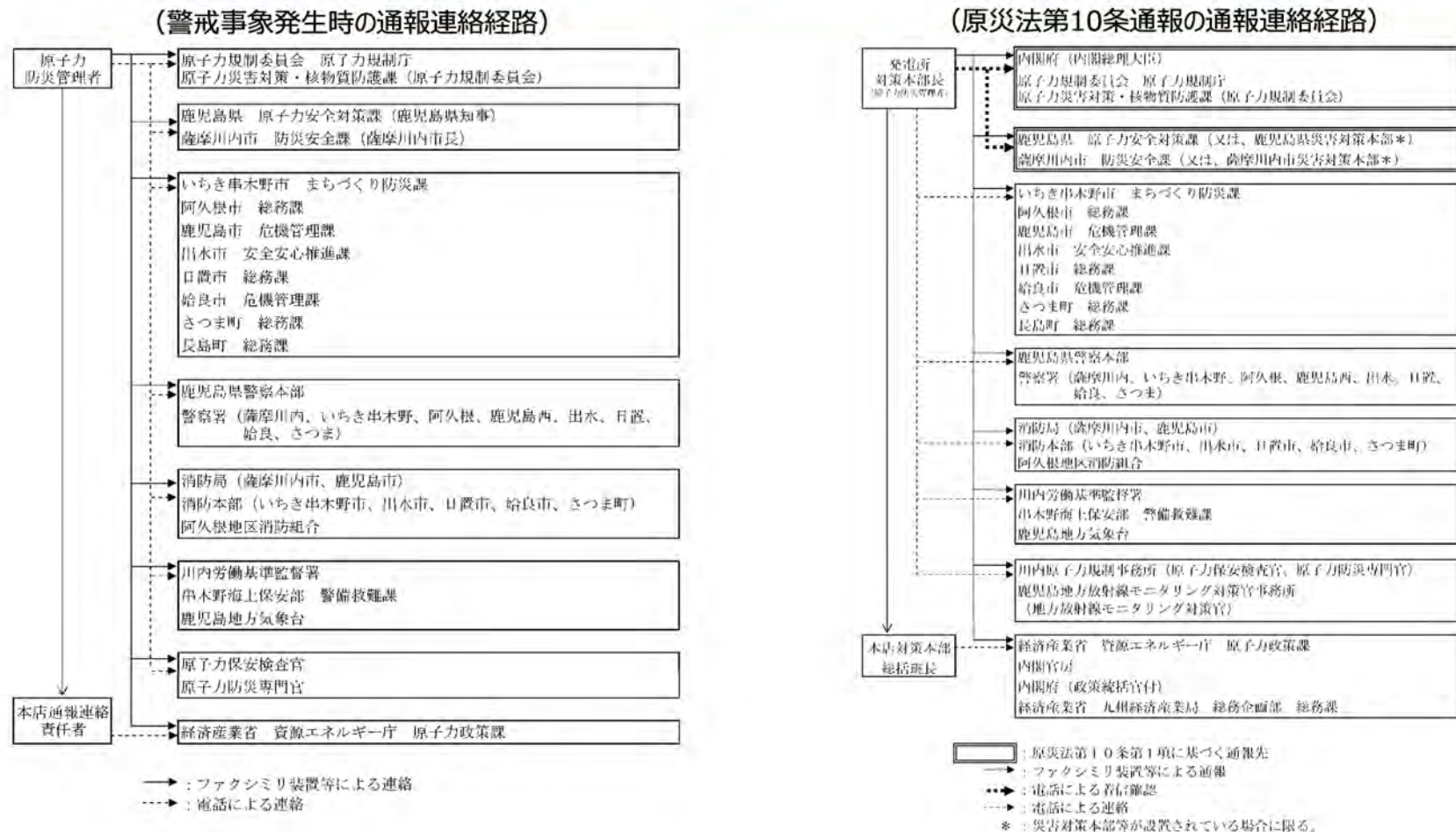


*空間放射線量率に左右されるが、一般的には1週間程度内で一時避難する。

2. 事業者の取り組み(1/8)

<万一の避難等のための迅速な通報連絡(情報発信)>

◆ 原子力災害が発生した場合、原子力事業者は、「原子力災害特別措置法」(原災法)に基づき、速やかに国・自治体へ通報連絡を実施します。また、原子力事業者から国・関係自治体への通報については、地上回線に加え、衛星通信回線など、多様な手段を確保しています。



2. 事業者の取り組み(2/8)

<住民のみなさまの避難に対する九州電力の役割>

- ◆ 原子力災害が発生した場合、発電所周辺に居住されている住民のみなさまの避難については原子力事業者として、最大限の支援を行います。
- ◆ 具体的には、地域ごとに設置された地域原子力防災協議会での議論を踏まえ原子力防災会議において承認されたエリア毎の「緊急時対応(広域避難計画)」に基づき、事業者としての役割を果たして参ります。

【川内地域の緊急時対応 (H26.9.12承認) における事業者の主な実施事項】

項目	具体的内容
輸送力に関する支援	PAZ圏内の要支援者の避難手段として不足する福祉車両やバス及び運転手の確保
避難退域時検査への支援	避難退域時検査・除染、緊急時モニタリングの要員及び資機材の支援
放射線防護対策施設への生活物資の備蓄支援	保存食、電化製品、雑貨の備蓄支援
燃料補給の支援	モニタリングポスト、オフサイトセンター、放射線防護対策施設への燃料補給支援

2. 事業者の取り組み(3/8) <輸送力に関する支援>

- ◆ 原子力災害が発生した場合、最初にPAZ圏内(発災発電所から5km圏内)に居住されている住民のみなさまの避難が開始されますが、**要支援者の方の避難に必要な輸送手段(福祉車両、バス)につきまして、当社からも出来る限り提供致します。**
- ◆ **またPAZ避難完了後は、PAZ避難向けに提供した輸送力を用いて、UPZ圏内(発災発電所から5~30km圏内)に居住されている住民のみなさまの避難用として提供致します。**

(九州電力からの輸送手段の提供)

【福祉車両】

- ・ 医療機関、社会福祉施設、在宅要支援者の避難のための福祉車両については、当社事業所及び薩摩川内市、いちき串木野市の病院、社会福祉施設へ平成27年4月までに**16台**を配備
- ・ 運転手についても九州電力から派遣

【バス】

- ・ 教育機関の避難等のためのバスについては、地元のバス会社と原子力災害時に大型・中型バス**7台**を優先的に当社が確保させていただく旨の覚書を平成27年6月に締結
- ・ 運転手についてはバス会社、補助者については九州電力から派遣

※ 上記について、原子力災害時に福祉車両の運転手等として要支援者の避難支援を行う川内地域の事業所の社員を対象に、平成27年11月に移動介助や福祉車両の操作等の教育を実施しております。

(平成27年度実績:73人)



(ストレッチャー仕様:10台)



(車椅子仕様:6台)

2. 事業者の取り組み(4/8) ＜避難退域時検査への支援＞

- ◆ UPZ圏内で空間放射線量率が高い区域の住民のみなさまが広域避難する際、**避難退域時検査を実施**し、車両や住民のみなさまの放射性物質の付着の確認と除染を行います。当社からも、**検査及び除染要員の支援**を行います。
- ◆ また、除染等により発生した**汚染水・汚染付着物等**については**当社が処理**します。

(川内地域における避難退域時検査・除染の実施地点)



避難退域時検査・除染

※原則として避難先となる市町に一カ所ずつ設置する救護所等で実施